

公安委員会会議録

開催日時	自 午後 1時00分 令和6年11月13日(水) 至 午後 3時40分	
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	今村委員長 野村委員 弘永委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 令和7年山口県警察運営指針の策定

警務部長から、

運営指針は、山口県公安委員会運営規則第二条第二項の規定に基づき、公安委員会が定める大綱方針に位置付けられるものであり、その年に県警察が取り組むべき基本的な方針として作成するものである。

運営指針は、第一の基本姿勢と、第二の活動重点及び活動重点ごとに設定された推進項目で構成されており、基本姿勢と活動重点は、ホームページを通じて広く県民に周知されている。

(1) 策定の意義

部内における意思統一を図り、組織的に対応することを目的としている。

(2) 昨年からの変更点

活動重点のうち、推進項目の中で「うそ電話詐欺」に加え「SNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策の推進」を追加しており、これは、全国及び県内においてSNS型投資・ロマンス詐欺被害が多発していることから、「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定）で一体的な方針が示されたので、追加するもの。

また、「うそ電話詐欺」に加え「SNS型投資・ロマンス詐欺事件捜査の強化」を追加しており、これは、令和5年下半期以降、被害が著しい増加傾向にあり、匿名・流動型犯罪グループの関与もうかがわれる中、捜査手法が共通するうそ電話詐欺と一体的な捜査を推進するよう、警察庁から指示されていることから、追加するもの。

(3) 公安委員会の同意後の対応

- 当該指針に沿って、年初の警察署長会議における指示等を実施
- 文教警察委員会の所管事項説明も当該指針に沿って構成し、県民の代表である議員に対し県警察の活動状況と今後の取組等を説明
- 当該指針に係る取組・推進状況等を定例公安委員会等において報告

旨の説明があった。

野村委員から、「SNS型投資・ロマンス詐欺被害が増加しているので、運営指針へ

の追加は必要である。匿名・流動型犯罪グループによる犯行では、財産以外に身体や生命に被害が及ぶ行為について、県民の不安感は大いと思う。ぜひ、対策を推進してほしい。」旨の発言があった。

弘永委員から、「活動重点に挙げられている組織犯罪対策の推進について、特に関心が高まっており、県民も身近に感じているのではないか。対応をよろしく願う。大規模災害について、山口県では比較的少ないかもしれないが、その備えは必要である。」旨の発言があった。

今村委員長から、「SNS型投資・ロマンス詐欺関連の追加について、閣僚会議で決まった方針であれば、予算獲得において影響力はあるのか。街頭防犯カメラ設置補助金など予算措置がなされた事業について、犯罪抑止の効果があつたと思うので、予算は重要である。」旨の発言があり、警務部長から、「運営指針として盛り込むことで、直ちに予算措置がなされるわけではないが、運営指針に加え推進していく旨を、県議会において説明するなど、県警察の姿勢を示すことで、予算獲得の推進力になればと考えている。」旨の説明があつた。

## 2 山口市穂積町における死亡ひき逃げ事件の発生・検挙

交通部長から、

認知及び検挙警察署は山口警察署であり、11月10日（日）に認知・検挙した。被疑者は飲食店経営の男性45歳であり、被害者は山口市内居住の男性で、日常的に車椅子を使用していた方である。

### (1) 事件概要

11月10日午前2時47分頃、普通乗用自動車を運転し、山口市穂積町先市道上において、車椅子に乗車中の被害者に衝突し傷害を負わせたにも関わらず、直ちに車両の運転を停止して、同人を救護する等必要な措置を講ぜず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかったもの。

### (2) 捜査状況

11月10日午前6時18分、車椅子とともに倒れている被害者を発見した通行人からの110番通報により、認知した。

遺留部品から容疑車両の車名が浮上、同日午前7時10分頃、平素の管内把握に基づいた検索により、警察官が容疑車両を発見した。

被疑者は、「人とぶつかったのはわかったが、逃げた。」旨犯行を自認しており、車両損傷部位と遺留部品の突合せにより、被疑車両と特定した。

同日午後4時52分、被疑者を過失運転致傷及び道路交通法違反（不救護・不申告）により通常逮捕した。

旨の説明があつた。

野村委員から、「日ごろの警ら活動の賜物であり、平素から管内の情勢把握を行っていたおかげでの検挙であると思う。運転者のモラルとして、逃げてはいけない状況であつた。よく捜査してくれた。」旨の発言があつた。

弘永委員から、「県警察として、速やかな検挙であり、お手柄だと思う。」旨の発言があつた。

今村委員長から、「日ごろの勤務の成果について、敬意を払いたい。高齢者に関する事故も含め、危険な夜間の時間帯に車椅子で外出している場合もあるので、よく注意しなければならない。短時間での事件解決について、感謝する。」旨の発言があつた。

### 3 ドローン対処に向けた各種取組の実施

警備部長から、

ドローンについては、平成27年4月に総理官邸の屋上に飛来した事案があり、さらに、本年3月にドローンで撮影したとされる、海自護衛艦「いずも」の映像がネット上に公開される事案も発生したことから、ドローン対策は喫緊の課題となっている。

#### (1) ドローン規制法（小型無人機等飛行禁止法）の対象地域

一般的にドローンは、航空法において住宅地などの人口集中地区や、イベント会場で飛行させることは禁止されており、ドローン規制法において、国会議事堂や指定された自衛隊等の施設、空港、原子力発電所などの施設及びその周囲300mにおいては、管理者の同意や公安委員会への通報なく飛行させることは禁止されている。

#### (2) 取組状況

海自護衛艦「いずも」の映像がネット上に公開される事案もあり、不審ドローンへの対処要領の確認と対処能力向上に向けた各種取組の推進が急務となっていることから、自衛隊と連携した共同訓練等を行った。

また、県警察内部では、各警察署担当者を招集した不審ドローンへの対処訓練をブラインド方式で実施した。

#### (3) 今後の方針

資機材の研究対応を含め、ドローンを利用した犯罪及び最新技術の傾向把握を行い、訓練についても継続して行っていきたい。

旨の説明があった。

弘永委員から、「自衛隊と様々な分野において連携することで、効果を発揮できる部分があると思うので、今後も連携していくことは、重要である。」旨の発言があった。

今村委員長から、「ドローンの技術は多方面で活用されていると思うが、利用状況はどのようなものと把握しているか。」旨の発言があり、警備部長から、「特に数年前、流行した際は、安価なものも含め、かなりの数が出回っており、様々な方面で利活用されているものと認識している。」旨の説明があった。

## 第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

### 1 決裁概要

#### (1) 苦情の申出の受理

公安委員会事務官から、公安委員会宛てになされた苦情の申出について要旨の説明を受け、決裁した。

#### (2) 審査請求に係る弁明書の作成

運転免許課長から、審査請求人に対する弁明書の送付及び反論書の提出要求について説明を受け、9月11日に受理の報告を受けた審査請求について、弁明書を決定し、決裁した。

#### (3) 審査請求に係る取下げの受理

交通規制課長から、5月20日付で公安委員会が行った処分に対する審査請求について、取下げを受理した旨の説明を受け、決裁した。

#### (4) 美祢線代行バス実証事業の実施に係る公示等

交通規制課長から、美祢線代行バス実証事業の実施に係る公示等の説明を受け、決裁した。

- (5) 個人情報保護条例に基づく却下決定に対する審査請求に係る答申の受理  
警察県民課長から、令和5年2月17日付けで山口県警察本部長が行った処分に対する審査請求について、山口県情報公開・個人情報保護審査会から答申を受理した旨の説明を受け、決裁した。
- (6) 個人情報保護条例に基づく部分開示決定に対する審査請求に係る答申の受理  
警察県民課長から、令和5年1月11日付けで山口県警察本部長が行った処分に対する審査請求について、山口県情報公開・個人情報保護審査会から答申を受理した旨の説明を受け、決裁した。

## 2 報告概要

- (1) 「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査の開始  
公安委員会事務官から、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査の開始について、対応方針の報告を受けた。
- (2) 五代目工藤會に対する第12回特定危険指定延長  
組織犯罪対策課長から、五代目工藤會に対する第12回特定危険指定に向けた集約状況について、説明を受けた。
- (3) 山口県公安委員会事務の専決状況  
交通規制課長から、10月中の交通規制課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通指導課長から、10月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、警備課長から、10月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。
- (4) 監察関係業務報告  
監察官から、10月中の非違事案について、報告を受けた。

## 第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。